

○国旗掲揚等取扱要領

平成 24 年 8 月 31 日

務 第 2 0 0 1 号

警 察 本 部 長

国旗掲揚等取扱要領の制定について（例規通達）

この度、埼玉県警察における国旗の掲揚方法及び弔意を表す際の掲揚方法の斉一を図るため、国旗掲揚等取扱要綱の制定について（昭和44年埼例規第14号・務）の全部を改正し、平成24年9月1日から別添のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

国旗掲揚等取扱要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察本部（以下「本部」という。）、警察学校、警察署等における国旗の掲揚、降下、保管等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 掲揚場所

本部、警察学校、警察署等における国旗の掲揚場所は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 本部 埼玉県庁舎の国旗掲揚をもって、本部の国旗掲揚に代えるものとする。
- (2) 埼玉県警察本部分庁舎（以下「本部分庁舎」という。）、埼玉県警察機動センター（以下「機動センター」という。）、埼玉県警察北部機動センター（以下「北部機動センター」という。）、埼玉県警察東部機動センター（以下「東部機動センター」という。）、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）、埼玉県警察運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）、埼玉県警察岩槻高齢者講習センター（以下「高齢者講習センター」という。）、警備部機動隊（以下「機動隊」という。）、警察学校及び警察署（以下これらを「本部分庁舎等」という。）庁舎の屋上又は屋外の掲揚塔とする。
- (3) 交番、駐在所及び派遣所 交番、駐在所及び派遣所の正面入口に対し、原則として左側の位置とする。

第3 掲揚方法

掲揚方法は、掲揚方法一覧表（別表）のとおりとする。

第4 掲揚の日及び時間

- 1 掲揚の日及び時間は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 本部分庁舎等 毎日午前8時30分から午後5時15分までの間掲揚するものとする。
 - (2) 交番、駐在所及び派遣所 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日及び儀式等のため国旗を掲揚する日の午前8時30分から午後5時15分までの間掲揚するものとする。
- 2 前記1の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、掲揚しないことができる。

- (1) 雨雪又は強風のため掲揚が困難と取扱責任者が認めた場合
- (2) 勤務員の不在等により掲揚が困難と取扱責任者が認めた場合（高齢者講習センター、交番、駐在所及び派遣所に限る。）

第5 弔意表明

- 1 弔意を表す際の国旗の掲揚については、弔意を表す日の午前8時30分から午後5時15分までの間、それぞれ次のとおり掲揚するものとする。
 - (1) 本部分庁舎等 半旗の掲揚（別図1）のとおりとする。
 - (2) 交番、駐在所及び派遣所 弔旗の掲揚（別図2）のとおりとする。
- 2 前記1の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、掲揚しないことができる。
 - (1) 雨雪又は強風のため掲揚が困難と取扱責任者が認めた場合
 - (2) 勤務員の不在等により掲揚が困難と取扱責任者が認めた場合（高齢者講習センター、交番、駐在所及び派遣所に限る。）

第6 保管責任者及び取扱責任者

国旗の保管責任者及び取扱責任者は、次表のとおりとする。

第7 留意事項

- 1 国旗は、毀損、汚損等のないようその取扱いに十分留意しなければならない。
- 2 埼玉県旗等の取扱いについても国旗と同様とすること。

実施日

この通達は、平成24年9月1日から実施する。

実施日（平成25年9月20日務第2148号）

この通達は、平成25年9月30日から実施する。

実施日（平成29年11月16日務第2577号）

この通達は、平成29年12月11日から実施する。

実施日（令和元年9月5日務第1926号）

この通達は、令和元年9月6日から実施する。

実施日（令和2年6月5日務第1151号）

この通達は、令和2年6月6日から実施する。

実施日（令和6年3月28日務第683号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

実施日（令和6年5月13日免第1023号）

この通達は、令和6年5月27日から実施する。

【表、別表、別図省略】